

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和6年7月10日（水）		
開催時間	午前10時01分 ～ 午前10時48分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	くぼた 美幸 委員	水野 あゆみ 委員
	岡田 将和 委員	鈴木又右衛門 委員	國井 幹雄 委員
	坂田 誠 委員	山口 正弘 委員	上 茂之 委員
	川崎 博章 委員	森崎 健一 委員	
欠席者	松井 加奈絵 委員	はたの 昭彦 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項 1 第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案） ○報告事項 1 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告 2 令和5年度の運用状況の報告		
その他			

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 それでは、定刻になりましたので、本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、第十四期情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱の件でございます。

当審議会は区長の附属機関として位置づけられておりまして、本来でしたら近藤区長から委嘱状をお渡しするという形を取り計らうところでございますが、本日は公務の都合によりまして区長が出席できないため、委員の皆様の机上に委嘱状を置かせていただきました。ご了承願います。

オンラインで参加されている先生方につきましても、事前に委嘱状を送らせていただいております。よろしくお願いいたします。

2 委嘱紹介

○山根区政情報課長 次に、審議会の委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと思います。

最初に、学識経験者の方々からのご紹介をさせていただきます。

國學院大学法学部教授の川合委員でございます。

続きまして、武蔵大学社会学部教授の粉川委員でございます。

オンラインでご参加いただいております弁護士の面川委員でございます。

続きまして、弁護士の水町委員でございます。

松井委員につきましては、本日ご欠席ですので、次回の審議会の際に改めてご紹介させていただきたいと思っております。

続きまして、区議会から選任されました委員の方々をご紹介します。

くぼた委員でございます。

水野委員でございます。

岡田委員でございます。

本日、はたの委員はご欠席ということでございますので、次回の審議会の際に改めてご紹介をさせていただきたいと存じます。

次に、区内各団体の代表者の委員をご紹介します。

公益社団法人足立法人会の会長であられます鈴木委員でございます。

足立区町会・自治会連合会副会長であられます國井委員でございます。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理であられます坂田委員でございます。

足立区立小学校PTA連合会副会長であられます山口委員でございます。

最後に、公募による区民委員の方々をご紹介します。

上委員でございます。

川崎委員でございます。

森崎委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

今期は、本日ご欠席されている委員2名の方を含めまして16名の委員でご審議をいただきたいと思います。任期につきましては、令和8年6月までの2年間ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきたいと思っております。

本審議会は、情報システム課と区政情報課の両課が事務局を務めさせていただいております。

初めに、本審議会の幹事、政策経営部長の勝田でございます。

[以下事務局職員紹介]

○山根区政情報課長 それでは、会議資料の確認に移りたいと思います。本日の資料につきましては、審議会の次第、審議会委員の名簿、事前に郵送させていただきました第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料の3点になります。ご不足の資料がございましたら係にお申しつけください。

それでは次に、定足数の確認をさせていただきます。審議会が成立するために、審議会条例第5条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。本日は委員16名のうち14名のご出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることとなります。

3 会長及び副会長選任

○山根区政情報課長 続きまして、今回は第1回目の審議会となりますので、改めて審議会の会長を選出していただく必要がございます。

審議会条例第4条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選によって会長を選出していただくこととなっておりますが、よろしいでしょうか。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

○山根区政情報課長 ありがとうございます。ただいま「一任」という声がございましたので、私どもから提案をさせていただきたいと思っております。

事務局としては、大変僭越ではございますが、第十三期の審議会において会長を務めていただきました川合委員に会長職をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。(拍手)

○山根区政情報課長 ありがとうございます

す。拍手をいただきましたので、川合委員を選出させていただきたいと存じます。

それでは、川合会長からご挨拶を頂戴させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○川合会長 ただいま会長を拝命いたしました國學院大学の川合でございます。

皆様には引き続きご尽力賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○山根区政情報課長 川合会長、ありがとうございました。

次に、副会長の選出をお願いしたいと思います。ここは川合会長に進行をお任せさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。審議会条例第4条第1項の規定によれば、副会長は委員の互選により選出するということとなっております。この点、皆様のご意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」「会長一任」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。「異議なし」、あるいは「会長一任」というお言葉を頂戴いたしました。ほかにご意見等が特にございませんようでしたら、ここまで引き続き学識経験者として審議会にご尽力いただいております粉川委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。(拍手)

○川合会長 ありがとうございます。拍手を頂戴し、「異議なし」ということかと存じますので、副会長を粉川委員にお願いさせていただきます。

粉川副会長からご挨拶を頂戴できればと思います。

○粉川副会長 着座で失礼いたします。武蔵大学の粉川でございます。

長年こちらの審議会には関わってまいり

ましたが、微力ですが、今後も川合先生をお助けできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○山根区政情報課長 それでは、開会に移りたいと思います。

第十四期第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきたいと思います。

本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が2件でございます。

なお、確認事項の内容は、前回分の審議会の要録でございます。

また、審議を行う上でのお願いが1点ございます。ご発言する際には、お手元にご置きますマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたらマイクのスイッチをお切りください。

オンラインでご参加の委員の方々は、発言がある場合は挙手ボタンを押していただければと思います。

以後の議事進行につきましては川合会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うこととしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきたく思います。

4 確認事項

第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 では、次に移りたいと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたとおりで、本日は確認事項が1件、報告事項が2件となっております。

初めに、十三期・第8回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～11ページまでつづっております。これについて、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第8回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定したいと思います。

5 報告事項

(1)「足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)」の実施状況の報告

○川合会長 では、次に報告事項に移ってまいります。

まず報告1点目でございます。最初に、資料の12ページになります。「足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)」の実施状況の報告についてでございます。

区政情報課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。

個人情報保護評価委員会を開催いたしましたので、そちらの実施状況について報告さ

せていただきます。

こちらの個人情報保護評価委員会と申しますのは令和5年度から開催しております。令和4年度まで、3月30日までは当審議会のほうで、いろいろな委託の案件ですとか、そういうものを審議させていただきましたけれども、個人情報保護法が自治体にも適用されることになりましたので、内部の個人情報保護評価委員会という形を立ち上げまして、そちらの中で安全管理措置などを審議させていただくということで進めておるところでございます。

こちらの12ページをご覧くださいと思うのですが、委員構成等はこのような形の内容になっております。専門のアドバイザーの方々が入って、技術的な面ですとか法的な面についてご助言を頂いて、委託の内容が安全なのかどうかということを確認しております。

今回の報告の内容は、3月、4月、5月と毎月開催しておりますけれども、こちらの内容になります。

1枚おめくりいただきますと、第12回、令和6年3月の案件について、こちらの中で評価をさせていただいております。

最初の案件でございますが、こちらは生活保護の被保護者の方々の金融機関の関係先調査に関して、預金調査の照会システムの導入ということでございます。

こちらにつきましても、従来紙で金融機関に調査をしていたものを、電子データで銀行に調査を行うというような形の仕組みでございます。既に審議会でも提出させていただきました、納税課で導入している案件でございます。

こちらについては、安全性のところとか技術的な面のところで、主な意見としましては、右手のほうに書いてあるような形の意見が

出ておりました。技術的な内容の評価については、Aに評価ということで検討させていただきました。

続きまして、2番目がクラウド予約システムの利用契約ということで、江北保健センターが改装しておりましたが、そちらで実施する教室の予約をオンラインで行うというものにつきまして、こちらについても評価はA評価ということにさせていただいております。

それから4月は、案件としましては3件ございます。

1件目が、学校ICT推進課が導入を進めておりますOffice 365 Educationという学校向けのアプリの件でございます。こちらクラウド上にデータが残ることになりますので、保護評価委員会にかけさせていただいたものでございます。

ログの確認とかログのチェックを定期的に行うこととか、セキュリティの部分で学校側にこちらのほうの運用が委ねられているというところがありますので、教育委員会のほうでもこういうふうな形についてしっかりと確認ができるようにということで、その意見がつきましてA評価という形になっております。

2番目が、定額減税が今年の6月から実施しておりますけれども、そちらについて支援の支給事務の委託でございます。こちらはコールセンターとか、その間のデータのやり取りとかをクラウド上で行うことにつきまして、この委託のところのものについて評価をさせていただきました。

意見としましては、足立区が用意しておりますオンラインストレージサービスがございまして、そちらが「あだちらいぶ」ということで我々は区として契約しておりますので、そちらを利用して安全性の確保に努めて

もらいたいということが意見としては出されております。

それから、データのやり取りが多いということなので、どれぐらいの件数をいつ送ったかということについても記録をしっかりと取ってほしいということが附帯の意見としてつきまして、こちらも内容としてはAということで、実際に今運用を進めております。

3番目が、こども支援センターげんきで行っておりますペアレント・メンター事業というものがございますけれども、相談事業について委託を行うということについて、相談記録を作成するというものでございます。

こちらは従来から行っているものもあるのですが、新たに業務の仕方を変えたということになりますので、もう一度確認して個人情報もしっかりと保たれるようにということで、案件としては出されているものでございます。こちら確認しまして、A評価ということになっております。

1枚おめくりいただきますと、15ページには封筒印刷・封入封緘業務についても国民健康保険課から出されておりましたが、こちらについては従来からのやり取りのところにデータのやり取りがプラスされるということなので、こちらは評価しておりませんが、安全隔離措置が十分だということで確認をさせていただきました。

続きまして、16ページでございます。5月に開催しました委員会の案件でございます。

予防接種の予診の内容点検とパンチ業務の委託ということでございます。予診票が戻って来たときの入力につきましては区で入力を行っておりますが、これを委託で行いたいということでございます。

予診票の枚数確認が必要ということとか、情報システム課では書類の受渡しの際に束の表面に枚数とかを記入しているので、同

じやり方で管理を進めていってほしいということにつきまして、こちら評価としてはA評価となっております。

続きまして、ICTを活用しました認知症早期発見・プッシュ型介護予防事業ということで、デジタルプラットフォームを構築するということで、高齢者地域包括ケア推進課から提出されたものでございます。

認知症の早期発見・予防を目的としましてデジタルプラットフォームを構築するというのを、今、高齢者地域包括ケア推進課で進めております。アプリを活用しました認知症の早期発見、それからプッシュ型の介護予防のアプリを導入させていただくようなものでございます。複雑なことにはなってくるかところがありますので、個人情報かどのように渡っていくのか、どこに保管されていくのかというものを明確にするということ、こちらの委託の中では設けさせていただいております。

それから、認知症というセンシティブな情報を取り扱うということがございますので、委託事業者だけではなくて、区の内部の不正利用とかを防止するためのルールを定めるべきだというご意見もいただきました。

こちらもしっかりとそのような形が取り計らえるような形ということで、所管のほうで承っているところでございます。こちらA評価ということでございます。

上記のものに併せまして、3番目は事業参加者向けの高齢者に対してですけれども、スマートフォンの無償貸与業務委託という形がでございます。

上記の事業に参加するにも、スマートフォンを持っていらない高齢者の方々に、こちらを貸与して参加していただくという形になります。数は限定的なのですけれども、貸与したものについてどのような形で扱

われるのかということについて、スマートフォンが犯罪に転用されないような対策ですとか、紛失ですとかそういうことを未然に防ぐようなことを附帯意見としてつけられて、先生方からも評価をさせていただいているところでございます。こちらでもA評価ということでございます。

続きまして、クラウド型学校図書館蔵書管理システムの導入ということでございまして、教育政策課から提出されております。

学校図書館につきましては、従来は学校ごとにシステムのサーバーを置いて管理をしているというような状況でございます。これを統合型のクラウドのところで管理をしていくというような形で、全校の管理の状況が一緒に行われるような形になっていくというようなものでございます。児童・生徒のタブレットから自校の蔵書の検索が可能という形になるということ。それから、貸出し情報についても一括で管理ができるという形の仕組みでございます。

事業概要書の中に「卒業処理」というのがあって、その部分についての記載の変更が必要だということが附帯の意見としてはついております。卒業後の子どもたちの名前まで残しておく必要はないが、ただ、データとしては残したいということなので、卒業者という形で、どのような資料が以前に見られたのかということ記録として残していくということで、卒業後については氏名とかについては削るという形で保管していくということになりました。

もう1枚おめくりいただきますと、17ページでございます。こちらにつきましては、区政情報課で安全管理措置が十分であるということで確認しましたので、評価委員会の評価の俎上にのせなかったものでございます。

個人番号カード交付関連業務委託の仕様

変更ということで、こちらは以前に審議会のほうでも諮問させていただいていました「社会保障・税番号制度開始に伴う通知カード及び個人情報カード事務に係る委託」と、「社会保障・税番号の関係についての変更」ということがございましたので、業務委託の仕様の変更ということについては、今回の評価の対象にしないということでございます。

それから、環境政策課でありました害虫駆除委託。

こちらはクビアカツヤカミキリが発生してきて、区のほうで報告があったらそれを除去するというので、個人宅から情報が来るものですから、その取扱いについてどのような形にするかということで、個人情報を取扱うということで出てきました。システム上のことを使うわけではなくて、紙で全部やり取りするというのでございますので、特に評価委員会のかけるということではなく、安全に管理を進めてもらいたいということについては助言をしております。

3番目が債権者への口座振込時に使用する外部提供手段の変更ということで会計管理室から出ております。

みずほ銀行が利用しております振込みの仕様が変わりまして、みずほe-ビジネスサイトというサービスに変更するということを会計管理のほうで確認しております。その際に振込先の情報とか、そちらのほうを使うシステムが変わってくるということで、こちらのほうについても評価委員会にける必要があるかということがありました。

以前の審議会で、「各種支払金の口座振込データ伝送サービスの利用対象の拡大」ということで諮問させていただきましたものが、提供するみずほ銀行のシステムが変わるということでございます。安全管理措置につきましても確認をさせていただいたものです

ので、こちらについては評価をしないということで進めさせていただいております。

最後が、子どもの健康・生活実態調査ということで、衛生部のところとからだの健康づくり課で行っておる事業ですけれども、こちらについても実施についての仕様が若干変わるということがございましたが、子どもの健康・生活実態調査の実施についても審議会のほうでかつて諮問させていただいて、答申をいただいておりますので、評価は必要としないということにさせていただいているものでございます。

私からのご報告については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。——特にご意見ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、本件は了承することといたしたいと思います。

（２）令和５年度運用状況の報告

○川合会長 次に、資料 18 ページになります。「令和５年度運用状況の報告」ということでございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 続きまして、令和５年度の情報公開並びに個人情報保護についての１年間の運用の状況についてのご報告をさせていただきます。

まず資料の 18 ページをお開きいただけれ

ばと思います。令和５年度の情報公開制度の運用状況でございます。

こちらの（１）の表をご覧くださいと思いますが、一番左側の合計欄をご覧ください。情報公開の請求につきましては、743 件というのが昨年度の実績でございます。令和４年度が 634 件でございますが、110 件ほど情報開示請求が増えているというような状況でございます。

請求者の人数につきましては、令和４年度と同じような人数ということでございます。

１枚おめくりいただければと思います。各部別の請求件数でございます。

一番多いところは施設営繕部でございます。268 件ということで、前年度も 253 件ということでございます。こちらは学校ですとか、公共施設関係の営繕工事につきまして、工事設計書の開示請求ということが多いような形になっております。事業者さんからの開示請求ということでございます。

続いて多いものにつきましては、都市建設部の 188 件ということでございます。こちらも同様に、工事設計に関しての開示請求ということが多いところでございます。

20 ページからは、一覧でどのような開示請求があったのかという資料をつけさせていただいているものでございます。

続きまして、79 ページをお開きいただければと存じます。個人情報保護制度の運用状況でございます。

令和５年度につきましては、先ほど冒頭でもご説明させていただきました個人情報保護法が施行された初年度ということでございます。そのような中で件数としましては、請求件数の一番左側の合計欄をご覧くださいと思いますが、354 件という形でございます。令和４年度は 435 件ですので、こちらのほうは 80 件ほど下がっているというよ

うな形のものでございます。

1枚おめくりいただきまして、80ページをご覧ください。

部別の件数のところで多いものにつきましては、区民部が215件ということで多い状況でございます。こちらについては住民票の交付申請書ということで、DVの方でほかの方が取られていないかどうかという形の申請が多いような状況になっております。普通の住民票については、請求していただければすぐ取れることで開示請求ということはないものですから、ちょっとイレギュラーなケースなのですけれども、そういうことが多い形で215件ということになっております。

それから、福祉部についても46件となっております。前年が136件でしたので、46件と下がっております。こちらは介護保険等の認定調査書について、今まで開示請求で行っていたところを、所管のほうで、親御さんの介護の認定の状況ですとか、そういうものについては情報提供を行うということで、開示請求ではない手続で行うということがございましたので件数が下がっているという状況でございます。

81ページ以降は、一覧のところでどのようなものがあつたのかということについて出ているものでございます。住民票交付申請書とかの右側に「情報取得の事実がないため」というのが、先ほど申し上げたような形のものになっておりまして、情報が取られたか取られていないかということを確認する方法が開示請求で行われているというのが実態でございます。

続きまして、102ページをご覧ください。こちらは令和5年度特定個人情報に係る開示請求の運用状況でございます。

特定個人情報とは、マイナンバーが付番されている個人情報になります。主には課税の

申告書ですとか、そういうものが中心になります。5年度につきましては、請求件数は0件という形になっております。4年度は8件という形になっておりましたが、こちらについては件数がないという形になっております。

部別につきましても、先ほど申し上げた区民部の課税課で発生しましたものは令和4年度で8件というものがございましたが、令和5年度についてはないという形になっております。

続いて、104ページをご覧ください。令和5年度の不服の申立て制度の運用状況でございます。

区政情報の開示請求につきまして、不服の申立ての処理ということがございます。また、行政不服審査法におきまして、行政処分を行ったものについて審査請求を行うときの審査会というものがございます。情報公開・個人情報保護等審査会という、審議会とは別に学識の方と弁護士の方を入れて開催して、内容について行政処分が確からしいのかどうかを確認する審査会がございます。第三者委員会として立ち上げておりますが、そちらの審査会の諮問状況でございます。

昨年度は全部で6件の諮問がございました。1件は審査中ということでございますが、5件については答申を既に終わらせているという状況でございます。内容につきましても、区政情報の開示請求等についての不服だけではなくて、行政不服審査法が多いような状況にはなっております。

続きまして、105ページをご覧ください。情報公開・個人情報保護審議会の昨年度の承認の状況でございます。

昨年度の会議体の中では2件ございまして、区政情報の開示請求に係る権利の濫用運用ルールを、この審議会でも昨年度ご審議い

いただきました。こちらについて決定したということの内容でございます。

それから、ルール変更に伴いまして、情報公開の運用の手引きを変更したということが昨年の状況でございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○岡田委員 委員の岡田です。よろしく願いします。

2点ありまして、1点目なのですが、先ほど個人情報保護制度の運用状況、79 ページで、区民部のほうへ215件、離婚してDVなど、そういう被害が起きないように、自分の個人情報とかが出ていないかというような開示請求がされているというお話があったのですが、実は私の友人からも、ご離婚されて、旦那さんにあまり自分の住民票とかを知られたくないというご相談がありまして、確認したところ、警察に一回相談をして、警察からのそういう書類がないと開示を止められないというお話も聞いたのですが、確認したいのは、これはもっと手厚くしたほうがいいんじゃないかなと非常に感じたのですが、皆さんは直接窓口に来て確認を取られているのか、プロセスなところと、そのあたりを教えてほしいのですが、
○山根区政情報課長 まず、その対象というか、DVを受けている方たちについては、住基のところの窓口でご相談ということではなくて、開示請求の処理のところについては、我々の区政情報課のほうに申請に来ていただいて、そこで処理を行って、住民記録のほうからその結果を我々が頂いて、それについてお渡しするという形を取っています。ですので、そもそもその方が住民記録の窓口のところで開示請求を行いたいというふうに

言うわけではない形になっております。

○岡田委員 ありがとうございます。

足立区でご離婚された方ですとか、そういう方も多いですし、日々の生活の中で不安なまま生活するというのは非常に苦痛もあると思います。この件数が何よりも物語っておりますし、区の問題だけじゃないと思いますが、区と東京都と国のほうと、こういうご離婚後の個人情報の保護というのは、ぜひ厚くしていただきたいなと感じました。要望でお願いします。

2点目なのですが、昨年10月の決算特別委員会でちょっと質問させていただきました。区内事業者さんが多く所属する公共工事の設計図書等の開示なのですが、令和5年度も634件から743件と増えているのですが、請求者数は18人しか増えていないということを見ると、同じ方が幾つもの開示請求を行っていると思います。昨今、募集しても人がなかなか集まらないですとか、2024年問題で労働時間がかなり減らされて、事業者さんは大変苦勞されていると思います。

昨年の決算特別委員会でも質問したのですが、けれども、施設営繕部さん、また都市建設部さんが出している工事設計書、20ページを見て分かるように、島根住区センターの電気設備工事の件が何件も何件も出ているのですが、東京都がやっているようなシステムをクラウド上に上げるですとか、パソコンのそういうシステムを構築して、区役所に来なくても設計図書を見られるようにしたほうが良いという質問をさせていただいたのですが、その後何か進捗等は進んでいますでしょうか。

○山根区政情報課長 今、岡田委員からお話がありましたこちらの工事関係の資料につきましては、例年かなりの数の請求が上がってきているところです。事業者の方々も、次

の入札ですとかの参考にするということ、あるいは工事の中身についてどのような形になっているのか研究されて、次の区の工事とかも安く調達ができるということもございますので、そういうところが開示請求を経なくても情報が取れるというふうにするべきだということについては、そのような形の考え方だということで先日もご答弁をさせていただきました。

これにつきましては、区政情報としては公表していく、ホームページ等の技術が進んでおりますので、そちらのほうに公表して、いつでも取れるような形の環境を整えていくところが重要だというふうには考えておりますので、今どのような仕組みができるのかということについて、各所管と我々の政策経営部で検討を進めているところでございます。でき得れば今年度中には、どういうふうな形でできるかということもお示しできればというふうに考えております。

○岡田委員 ありがとうございます。

足立区は広いので、区役所に来るまでに片道 30 分、1 時間かかって、各事業者さんの労務管理、コスト削減をしてあげることが区にとってプラスになると思いますので、よろしくをお願いします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見等ございませんでしょうか。

○水野委員 水野です。

私も工事設計書が例年多く開示請求されているというところで、しっかりと公表していく形がいいのかなというふうに思っております。

そのほかに、79 ページの介護保険認定調査表の開示請求のところですか。これが開示請求しなくても、子どもに関しては教えられるようにしたということで請求件数が減っております。435 件から 354 件に減ったという

ことですが、100 件減った割には、まだまだこれだけ開示請求があるということで、この理由はどういったところなのでしょう。

○山根区政情報課長 今回の個人情報の開示請求のところが多いのは、やはり住民票の交付の申請のところ、先ほどの住民票自体が取得されているのか、されていないのかというところについて開示請求を行いたいという方が多いというのが現状ではございます。

○水野委員 分かりました。

こうやって開示請求しなくても済むようになるものが増えると本当にいいのかなと思いますので、まだお願いいたします。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○粉川副会長 18 ページの令和 5 年度の情報公開制度の運用状況を見る限り、非開示になっているものが今回 2 件あるということです。1 件は、もともと公開されている情報だったというものだというふうに認識しているのですが、もう 1 件のほう、52 ページかと思うのですが、ちょっと私、この説明だとよく理解ができなかったのです、すみません、非開示の理由みたいなのをもうちょっと素人でも分かるように教えていただけると幸いです。

○五十嵐情報公開担当主任 区政情報課の五十嵐です。

この件については、所管課から聞いている情報としては、理由としてはこのように「第 8 条 3 号ウ」と書かせていただいているのですが、こちらの工事が不調になったためというふうに聞いております。不調になったので、本来であれば請求者に連絡して、この工事は不調になったので開示請求は出せる資料が

ないというご説明をすれば取り下げをしていただけたところだとは思うのですが、ご連絡がつかなかったのか、そのようなご連絡をしなかったのかというところまではちょっと分からないのですが、不調になったので対象の資料が出せないということで非開示の決定をしたというふうに聞いております。

○粉川副会長 ありがとうございます。

不調になったというのは、工事が行われなかったということと理解していいのですか。

○五十嵐情報公開担当主任 対象の業者が決まらなかったということになります。

○勝田政策経営部長 入札が成立しなかったという形です。

○粉川副会長 了解しました。ありがとうございます。

○川合会長 では、上委員、お願いいたします。

○上委員 上です。

今年の3月25日にこの審議会で審議したのですが、105ページにいわゆる権利の濫用と思われる開示請求について審議会として3月25日に了承して、お聞きしたいことは2点あって、これは内部の手引きとかを改定して運用に入っていらっしゃるのですかというのが1点。

それと、もし分かれば結構ですが、権利濫用と思われるその開示があったときに、それを適用して実際に非開示としたというようなことがもしあるのではあれば教えていただければと思うのですが。

以上です。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

こちらの運用ルールの整備につきましては、規則の改正を令和6年5月1日付で行いました。その関係で、そこからこの手引きに

についても同様に、5月から運用をしておるところでございます。

その後、令和6年5月1日から申請のところで該当する権利の濫用を行うような申請については、まだ発生していないというところが現状ではございます。

○川合会長 その他、ご意見等ございませんでしょうか。

特にその他、ご意見、ご質問等ないようでしたら、ただいまの報告についてご了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。

では、本件について了承するという事としたいと思います。

6 閉 会

○川合会長 これで本日予定の案件は全て終了ということでございます。

委員の皆様におかれましては、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、それぞれのお立場からご意見を頂きましてありがとうございます。

事務局から連絡事項が3点ございます。

まず、地下の駐車場をご利用されました委員の方々につきましては、駐車券をご用意しておりますので、必要な方は事務局までお申し出いただければと存じます。

マイナンバー関係の資料をお持ちの委員の方々につきましては、事務局までお声がけをお願いいたします。

次回の審議会ですが、開催日は12月頃を予定しております。別途通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長　ありがとうございます。

　その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきたく思います。

　本日もご協力いただきましてありがとうございました。